

現 場 説 明 書

- 1 工事名称 旧坂戸市立北坂戸小学校校舎解体等工事
- 2 発注者 埼玉県坂戸市千代田一丁目1番1号
坂戸市 坂戸市長 石川 清
- 3 工事場所 埼玉県坂戸市伊豆の山町17番地1
- 4 工事概要 設計図参照
- 5 設計図書 1) 現場説明書 (2 頁)
2) 設計図面 (388 枚 : 表紙含む)
3) 工事仕様書 (281 頁 : 表紙含む)
※工事仕様書に記載の数量等は参考数量であるので、現場説明書並びに設計図面を基に各社独自に数量等を算出すること。
- 6 工 期 契約締結日から令和8年7月15日まで
- 7 配置技術者の専任義務および現場代理人の常駐義務を緩和する期間
契約締結日から現場施工に着手するまでの期間 (仮設事務所の設置、資機材等の搬入または仮設工事等が開始されるまでの期間)
- 8 連絡事項 1) 工事施工に関して施設利用者 (坂戸市立教育センター) 及び作業員への安全管理はもとより、近隣住戸等への振動、騒音、粉塵についても十分配慮し作業を行うこと。
2) 工事着工にあたり、近隣住民及び施設利用者 (坂戸市立教育センター) に対して工事内容等について周知するとともに工程管理について万全を期すこと。
3) 本契約締結後直ちに仮設計画及び工程計画等についての打合せを実施すること。特に仮設計画については、施設利用者 (坂戸市立教育センター) を考慮した安全なものとし、仮囲いの隙間を無くすよう検討すること。
4) 重機回送及び資材搬入など工事関係車両の入退場については、適宜、出入口等に交通誘導員等を配置すること。
5) 敷地周囲の道路については通学路となっていることから、工事関係車両通行の際、十分注意すること。
6) 工事着手前に周辺家屋等の事前調査を実施し、報告書を提出すること。

- 7) 坂戸市立教育センターは、通常使用中における工事となることから、撤去、改修等に伴う騒音、振動及び粉塵の発生する作業、停電を伴う作業については、施設運営の支障とならないようにすること。
- 8) 工期については、令和8年7月15日までであるが、工期内に完成検査が受けられるよう工程管理について万全を期すること。
- 9) 工事現場内は常に整理整頓し、危険防止に努め適正に管理すること。
- 10) 各種提出書類については、市指定の様式を使用すること。
- 11) 工事材料の検査は、原則、使用する材料全部を対象とする。ただし、複数回搬入する材料については、監督員と協議すること。
- 12) 本市では「環境方針」を定めていて、事業者においても環境に配慮した行動をお願いしており、これにより「公共工事等に係る環境配慮について」（受注者あて別途通知します。）を確認のうえ、公共工事等に係る環境配慮事項確認書の提出すること。また、下請負業者並びに作業員等工事関係者についても上記事項の周知を徹底し、環境に配慮した工事施工となるよう努めること。
- 13) 疫病・災害等、社会情勢の変化により学校行事、休業期間等が変更となった場合には、学校運営に支障の少ない工法・工程の検討について協力するとともに、工事の完成に向け柔軟な対応に努めること。
- 14) 本工事は、本市の「週休2日制モデル工事（現場閉所型）」の試行対象工事である。施行の実施は、「週休2日制モデル工事試行要領」によるものとする。